

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道財務規則の一部を改正する規則.....（出納局総務課）	41
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（人事課）	43
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（総務業務センター）	46
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	47
○土地改良事業の施行の同意.....（農業施設管理課）	47
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正.....（漁港漁村課）	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	48
○水防警報河川の指定.....（河川課）	48
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	48
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	50
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	51
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	52
規 則	
北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年3月21日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第13号 北海道財務規則の一部を改正する規則 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。 第14号様式を次のように改める。	

第14号様式（第49条、第55条の2） （表面）

北海道（税外） 納入通知（納付）書及び領収証書 ㊤									
収入区分	出納員	執行機関	年度	会計	調定番号	内部番号	加入者名	北海道会計管理者（札幌地区）	振替口座
住 所							◎ 納入場所 北海道指定金融機関、北海道収納代理金融機関、 道内各郵便局、本庁（部局等）収入取扱員		
氏 名							様		
金額							円		
上記金額を							年 月 日までに納入してください。		
納入の目的							北海道知事（部局長）		
（納入者用）							（うち証券受領）		
発行元							部課（局）		
							収入取扱員		
領 収 日 付 印							第一次収納金融機関・受付局用		

北海道（税外） 収 入 伝 票 ㊤									
加入者名	北海道会計管理者（札幌地区）	振替口座	北海道指定金融機関						
収入区分	出納員	執行機関	年度	会計	調定番号	内部番号	取りまとめ金融機関	銀行	店
郵便番号									
住 所									
氏 名									
様									
金額									
円									
納入の目的									
（うち証券受領）									
発行元									
日 計									
口 数									
金 額									
円									
（受領・次収納金融機関保存）									

北海道（税外） 領 収 済 通 知 書 ㊤										
加入者名	北海道会計管理者（札幌地区）	振替口座	北海道指定金融機関							
取りまとめ金融機関	銀行	店	公 金	（郵便番号）						
収入区分	出納員	執行機関	年度	会計	調定番号	内部番号	勘科目	金 額	印	
領 別 シ ス テ ム 情 報										
住 所										
氏 名										
様										
この用紙は直接機械で読み取りしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。										
金額										
円										
上記のとおり領収したので通知します。										
納入の目的										
北海道会計管理者 様										
（部局長・出納員）										
（うち証券受領）										
発行元										
領 収 日 付 印										
第一次収納金融機関・受付局用										
（指定金融機関・北海道）										

(裏面)

受付日付印（經由金融機関用）

注 特別会計の場合は、表面の右端に赤線を入れる。

(用紙寸法 縦297ミリメートル、横152ミリメートル)

第29号様式を次のように改める。

第29号様式（第113条）

(表面)

北海道 (税外(歳出返納金))						返納通知書及び領収証書 (公)			
収入区分	出納員	執行機関	年度	会計	戻入番号	加入者名	振替口座		
住 所						◎ 納入場所 北海道指定金融機関、北海道収納代理金融機関、 道庁各営業局			
氏 名						様 ◎ この用紙は、切り離さずに現金とともに上記の納入場所の窓口にお出しください。			
金額 円									
上記金額を 年 月 日までに納入してください。 北海道知事 (部長様)						額 収 日 付 印 【第一次収納金融機関・受付局用】			
納入の目的						(うち証券受領) (円) 上 記 の と お り 領 収 し ま し た。			
発行元									

北海道 (税外(歳出返納金))						収 入 伝 票 (公)									
加入者名	北海道会計管理者 (札幌地区)	振替口座													
収入区分	出納員	執行機関	年度	会計	戻入番号	取りまとめ金融機関	北海道指定金融機関 銀行 店								
郵便番号															
住 所															
氏 名						様									
金額 円															
納入の目的															
発行元						(うち証券受領) (円)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">計</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">口 数</td><td style="width: 50%;">金 額</td></tr> <tr><td> </td><td>円</td></tr> </table>						計		口 数	金 額		円				
計															
口 数	金 額														
	円														

北海道 (税外(歳出返納金))						領 収 済 通 知 書 (公)			
加入者名	北海道会計管理者 (札幌地区)	振替口座							
取りまとめ金融機関	北海道指定金融機関 銀行 店	公取りまとめ店	(郵便番号)						
収入区分	出納員	執行機関	年度	会計	戻入番号	金 額		CD	
住 所									
氏 名						様			
金額 円									
上記のとおり領収したので通知します。						額 収 日 付 印 【第一次収納金融機関・受付局用】			
納入の目的									
北海道会計管理者 様 (部局長・出納員)						(うち証券受領) (円)			
発行元									

受付日付印 (經由金融機関用)

(用紙寸法 縦297ミリメートル、横152ミリメートル)

- 1 この規則は、平成20年3月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道財務規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

令

本 出 先 機 関 庁

平成20年 3 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第4項第1号中「命ずること」の次に「（本庁に置かれた建築主事が確認済証を交付した建築物であって、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの（以下この項において「本庁確認建築物」という。）に係るものを除く。）」を加え、同項第2号中「第9条第7項」の次に「（第10条第4項において準用する場合を含む。）」を、「命ずること」の次に「（本庁確認建築物に係るものを除く。）」を加え、同項第3号中「命ずること」の次に「（本庁確認建築物に係るものを除く。）」を加え、同項第11号中「第115条の2第1項第4号」を「第115条の2第1項第4号ただし書」に改め、「認めること」の次に「（本庁に置かれた建築主事に確認の申請又は計画の通知をした建築物の計画に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第48条第13項ただし書」を「第48条第14項ただし書」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第12条第5項の規定に基づき、報告を求めること（本庁確認建築物に係るものを除く。）。

別表第４の支庁の本庁建設部の分掌事項第５項を次のように改める。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務

(1) 第15条第1項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特

定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な措置をとることを命ずること。

- (2) 第15条第2項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）を管理する機関の長に対し、必要な措置をとることを要請すること。
- (3) 第15条第3項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (4) 第16条第3項の規定に基づき、特定建築物（当該特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (5) 第17条第3項又は第18条第1項の規定に基づき、特定建築物に係る計画又は計画の変更の認定を行うこと（建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築等について第17条第4項の申出がされた場合を除く。）。
- (6) 第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定建築物（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物に限る。）の建築等の計画又は計画の変更を建築主事に通知すること。
- (7) 第21条の規定に基づき、認定建築主等に対し、認定特定建築物（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物であって、当該認定特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。次号において同じ。）に係る必要な改善措置を命ずること。
- (8) 第22条の規定に基づき、認定特定建築物に係る計画の認定を取り消すこと。
- (9) 第53条第3項の規定に基づき、特定建築物の建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定建築物等に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）。
- (10) 第53条第4項の規定に基づき、認定建築主等に対し、報告をさせること（第7号及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。）。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第6項第1号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第6号中「第

9条」を「第12条」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「第8条」を「第11条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号中「第5条第8項（第6条第2項）」を「第8条第8項（第9条第2項）」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 第10条の規定に基づき、認定事業者に対し、建築物の耐震改修の状況について報告を求めること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第6項第3号中「第5条第3項又は第6条第1項」を「第8条第3項又は第9条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 第8条第4項の規定に基づき、建築主事の同意を求めること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第6項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第7条第3項の規定に基づき、特定建築物の所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。

- (4) 法第7条第4項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、報告させ、又はその職員に、特定建築物等に立入検査させること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第11項第1号中「公共的施設」の次に「（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請をし、かつ、当該工事に着手していないものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「第21条第3項」を「第21条」に改め、「公共的施設」の次に「（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請をし、かつ、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 第24条第1項及び第2項の規定に基づき、既存の公共的施設を所有し、又は管理者に対し、報告を求め、並びに必要な指導及び助言をすること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第11項第5号を削り、同項第6号中「公共的施設」の次に「（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項の通知がされ、かつ、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同事項第12項中「事務」の次に「（本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項の通知がされた建築物の計画に係るものであって、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）」を加え、同項第1号中「第15条」を「第74条第1項」に改め、同項第2号中「第15条の2第1項」を「第75条第1項」に改め、同項第3号中「第25条第4項」を「第87条第10項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第75条第3項の規定に基づき、指示を受けた者がその指示に従わなかった旨を公表

すること。

別表第4の土木現業所の事項第22項第1号中「命ずること」の次に「（本庁に置かれた建築主事が確認済証を交付した建築物であって、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの（以下この項において「本庁確認建築物」という。）に係るものを除く。）」を加え、同項第2号中「第9条第7項」の次に「（第10条第4項において準用する場合を含む。）」を、「命ずること」の次に「（本庁確認建築物に係るものを除く。）」を加え、同項第3号中「命ずること」の次に「（本庁確認建築物に係るものを除く。）」を加え、同項第11号中「認めること」の次に「（本庁に置かれた建築主事に確認の申請又は計画の通知をした建築物の計画に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第48条第13項ただし書」を「第48条第14項ただし書」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第12条第5項の規定に基づき、報告を求めること（本庁確認建築物に係るものを除く。）。

別表第4の土木現業所の事項第23項を次のように改める。

23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

- (1) 第15条第1項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (2) 第15条第2項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）を管理する機関の長に対し、必要な措置をとることを要請すること。
- (3) 第15条第3項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (4) 第16条第3項の規定に基づき、特定建築物（当該特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。

- (5) 第17条第3項又は第18条第1項の規定に基づき、特定建築物に係る計画又は計画の変更の認定を行うこと（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築等について第17条第4項の申出がされた場合を除く。）。

- (6) 第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定建築物（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物に限る。）の建築等の計画又は計画の変更を建築主事に通知すること。

- (7) 第21条の規定に基づき、認定建築主等に対し、認定特定建築物（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物であって、当該認定特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。次号において同じ。）に係る必要な改善措置を命ずること。

- (8) 第22条の規定に基づき、認定特定建築物に係る計画の認定を取り消すこと。

- (9) 第53条第3項の規定に基づき、特定建築物の建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定建築物等に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）。

- (10) 第53条第4項の規定に基づき、認定建築主等に対し、報告をさせること（第7号及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。）。

別表第4の土木現業所の事項第24項第1号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第6号中「第9条」を「第12条」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「第8条」を「第11条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号中「第5条第8項（第6条第2項）」を「第8条第8項（第9条第2項）」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 第10条の規定に基づき、認定事業者に対し、建築物の耐震改修の状況について報告を求めること。

別表第4の土木現業所の事項第24項第3号中「第5条第3項又は第6条第1項」を「第8条第3項又は第9条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 第8条第4項の規定に基づき、建築主事の同意を求めること。

別表第4の土木現業所の事項第24項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第7条第3項の規定に基づき、特定建築物の所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。

- (4) 法第7条第4項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、報告させ、又はその職員に、特定建築物等に立入検査させること。

別表第4の土木現業所の事項第29項第1号中「公共の施設」の次に「（当該公共の施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請をし、かつ、当該工事に着手していないものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「第21条第3項」を「第21条」に改め、「公共の施設」の次に「（当該公共の施設について本庁に置かれた建

築主事に確認の申請をし、かつ、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 第24条第1項及び第2項の規定に基づき、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、報告を求め、並びに必要な指導及び助言をすること。

別表第4の土木現業所の事項第29項第5号を削り、同項第6号中「公共的施設」の次に「（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項の通知がされ、かつ、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同事項第30項中「もの」の次に「並びに本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項の通知がされた建築物の計画に係るものであって、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの」を加え、同項第1号中「第15条」を「第74条第1項」に改め、同項第2号中「第15条の2第1項」を「第75条第1項」に改め、同項第3号中「第25条第4項」を「第87条第10項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第75条第3項の規定に基づき、指示を受けた者がその指示に従わなかった旨を公表すること。

附 則

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

告

示

北海道告示第173号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量（1台1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 3台
- 落札を決定した日
平成20年2月27日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 日立キャピタル株式会社
 - 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 落札金額

3,003円

- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成20年1月15日付け北海道告示第17号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 - 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第174号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - パーソナルコンピュータ 165台
 - パーソナルコンピュータ 51台
- 落札を決定した日
平成20年2月27日
- 落札者の氏名及び住所
 - ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 落札金額
 - 10,568,250円
 - 4,273,290円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成20年2月1日付け北海道告示第54号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 - 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（はまなす第2地区草地整備〔公共牧場中核型〕（農業用道路、区画整理、農地保全））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成20年3月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年3月12日、枝幸町の行う土地改良（音標30号地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路））事業の施行に同意した。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第177号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

石倉漁港（森町）の項を次のように改める。

石倉漁港 （森町）	東防波堤、北防波堤、東防波堤西端南側角と北防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

大中漁港（長万部町）の項を次のように改める。

大中漁港 （長万部町）	東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

三石（三石）漁港（新ひだか町）の項を次のように改める。

三石(三石)漁港（新ひだか町）	（新港） 南防波堤、北防波堤①、北防波堤②、北防波堤①西端北側角と北防波堤②南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	（旧港） 東防波堤、西防波堤①、東防波堤西端北側角と西防波堤①東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

別海漁港（別海町）の項を次のように改める。

別海漁港 （別海町）	（新港） 西防波堤、北防波堤、第2東防波堤、南護岸、北防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	（旧港） －1.0m物揚場、北護岸地先のうち、別図に示す幅員10mの水域	
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

羅臼漁港（羅臼町）の項を次のように改める。

羅臼漁港 （羅臼町）	島防波堤、南島防波堤、西防波堤、南島防波堤南端西側角と西防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場、漁船保管施設用地及び野積場用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

常呂漁港（北見市）の項を次のように改める。

常呂漁港 （北見市）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場、漁船保管施設用地及び野積場用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河川名	水	防	警	報	区
		左		岸		右
石狩川	支川 倉沼川	旭川市東旭川町日ノ出410番1地先界橋下流端からペーパン川への合流点まで				旭川市東旭川町倉沼160番2地先界橋下流端からペーパン川への合流点まで

支川 江丹別川	旭川市江丹別町芳野341番1地先西里川との合流点から石狩川への合流点まで	旭川市江丹別町芳野395番地先西里川との合流点から石狩川への合流点まで
支川 ボン川	上川郡東神楽町字東神楽74番22地先6号橋下流端から忠別川への合流点まで	上川郡東神楽町字東神楽74番2地先6号橋下流端から忠別川への合流点まで
支川 置竹牛川	上川郡美瑛町字美瑛412番1地先五線橋下流端から美瑛川への合流点まで	上川郡美瑛町字オキニウシ原野200番208地先五線橋下流端から美瑛川への合流点まで
支川 比布川	上川郡比布町1424番4地先北五線川との合流点から石狩川への合流点まで	上川郡比布町1424番8地先北五線川との合流点から石狩川への合流点まで
支川 富良野川	空知郡上富良野町字富良野原野113番2地先J R第3富良野川橋梁下流端から空知川への合流点まで	空知郡上富良野町字富良野原野6番15地先J R第3富良野川橋梁下流端から空知川への合流点まで
支川 ベベルイ川	富良野市字大沼85番1地先東八線川との合流点から富良野川への合流点まで	富良野市字大沼614番地先東八線川との合流点から富良野川への合流点まで
支川 ヌッカクシ 富良野川	空知郡中富良野町字中富良野7720番3地先デボツナイ川との合流点からベベルイ川への合流点まで	空知郡中富良野町字中富良野6549番1地先デボツナイ川との合流点からベベルイ川への合流点まで
支川 西達布川	富良野市字西達布4515番3地先曲水橋下流端から富良野市4176番2地先留下橋上流端まで	富良野市字西達布2080番地先曲水橋下流端から富良野市37番1地先留下橋上流端まで
幹川 鵲川	勇払郡占冠村字シムカブ原野42番1地先緑橋下流端から双珠別川との合流点まで	勇払郡占冠村字シムカブ原野123番1地先緑橋下流端から双珠別川との合流点まで
支川 剣淵川	上川郡剣淵町屯田町585番地先パンケベオッベ川との合流点から直轄管理区間上流端天塩川への合流点上流1.6km地点まで	上川郡剣淵町屯田町3493番1地先パンケベオッベ川との合流点から直轄管理区間上流端天塩川への合流点上流1.6km地点まで
支川 犬牛別川	士別市温根別町2677番1地先シュルクタウシベツ川との合流点から剣淵川への合流点まで	士別市温根別町1759番1地先シュルクタウシベツ川との合流点から剣淵川への合流点まで
支川 温根別川	士別市温根別町1984番1地先北二線橋下流端から犬牛別川への合流点まで	士別市温根別町1938番1地先北二線橋下流端から犬牛別川への合流点まで

支 庁 告 示

北海道留萌支庁告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成20年3月21日

北海道留萌支庁長 松 岡 治

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア 複写機等の賃貸借その1
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
- イ 複写機等の賃貸借その2

デジタル複写機等の賃貸借 一式（１月当たりの単価及び１枚当たり単価）

ウ 複写機等の賃貸借その３
デジタル複写機等の賃貸借 一式（１月当たりの単価及び１枚当たり単価）

エ 複写機等の賃貸借その４
デジタル幅広複写機等の賃貸借 一式（１月当たりの単価）

オ 複写機等の賃貸借その６
デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式（１月当たりの単価及び１枚当たり単価）

カ 複写機等の賃貸借その７
デジタル複写機等の賃貸借 一式（１月当たりの単価及び１枚当たり単価）

キ 複写機等の賃貸借その８
デジタル複写機等の賃貸借 一式（１月当たりの単価及び１枚当たり単価）

(2) 落札を決定した日
平成20年２月28日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 複写機等の賃貸借その１
(ア) 氏 名 株式会社 栄進堂
(イ) 住 所 留萌市栄町２丁目５番28号

イ 複写機等の賃貸借その２
(ア) 氏 名 株式会社 栄進堂
(イ) 住 所 留萌市栄町２丁目５番28号

ウ 複写機等の賃貸借その３
(ア) 氏 名 カタ事務機 片岸 政勝
(イ) 住 所 留萌市沖見町６丁目

エ 複写機等の賃貸借その４
(ア) 氏 名 株式会社 栄進堂
(イ) 住 所 留萌市栄町２丁目５番28号

オ 複写機等の賃貸借その６
(ア) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
(イ) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目４番地133

カ 複写機等の賃貸借その７
(ア) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
(イ) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目４番地133

キ 複写機等の賃貸借その８
(ア) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
(イ) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目４番地133

(4) 落札金額

ア 複写機等の賃貸借その１

基本料金	1月当たり	42,000円
複写料金	1枚から 5,000枚まで	1枚当たり 4円20銭
	5,001枚から10,000枚まで	1枚当たり 3円80銭
	10,001枚から15,000枚まで	1枚当たり 3円70銭
	15,001枚以上	1枚当たり 3円50銭

イ 複写機等の賃貸借その２

基本料金	1月当たり	39,000円
複写料金	1枚から2,000枚まで	1枚当たり 5円90銭
	2,001枚から 5,000枚まで	1枚当たり 5円40銭
	5,001枚以上	1枚当たり 5円20銭

ウ 複写機等の賃貸借その３

基本料金	1月当たり	41,280円
複写料金	1枚から 8,000枚まで	1枚あたり 4円34銭
	8,001枚から15,000枚まで	1枚あたり 3円82銭
	15,001枚から30,000枚まで	1枚あたり 3円33銭
	30,001枚以上	1枚あたり 2円97銭

エ 複写機等の賃貸借その４
1月当たり 22,000円

オ 複写機等の賃貸借その６

基本料金	1月当たり	31,500円
複写料金	モノクロ 1枚から 200枚まで	1枚当たり 6円
	200枚から1,000枚まで	1枚当たり 5円64銭
	1,001枚以上	1枚当たり 5円21銭
	カラー 1枚から1,000枚まで	1枚当たり 30円
	1,001枚から3,000枚まで	1枚当たり 26円
	3,001枚以上	1枚当たり 22円

カ 複写機等の賃貸借その７

基本料金（5,000枚含む）	1月当たり	23,000円
複写料金	5,001枚から10,000枚まで	1枚当たり 4円60銭
	10,001枚から15,000枚まで	1枚当たり 4円50銭
	15,001枚以上	1枚当たり 4円34銭

キ 複写機等の賃貸借その８

基本料金（1,000枚含む）	1月当たり	4,600円
複写料金	1,001枚から 5,000枚まで	1枚当たり 4円60銭

5,001枚以上

1枚当たり

4円60銭

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成20年2月1日付け北海道留萌支庁告示第2号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

複写機等の賃貸借その5

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成20年2月28日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社浜田商事

イ 住 所 留萌市旭町2丁目14番地

(4) 随意契約に係る契約金額

基本料金

1月当たり 37,000円

複写料金 1枚から10,000枚まで

1枚当たり 4円20銭

10,001枚から15,000枚まで

1枚当たり 3円50銭

15,001枚から20,000枚まで

1枚当たり 3円30銭

20,001枚以上

1枚当たり 3円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 複写機等の賃貸借その1からその4

ア 名 称 北海道留萌支庁地域振興部総務課経理審査係

イ 所在地 留萌市住之江町2丁目

(2) 複写機等の賃貸借その5

ア 名 称 北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課

イ 所在地 留萌市住之江町2丁目

(3) 複写機等の賃貸借その6からその8

ア 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

イ 所在地 留萌市住之江町2丁目

北海道教育庁後志教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月21日

北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借（84台分） 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説説明書及び要求仕様書のとおり

(3) 契 約 期 間 平成20年6月2日から平成25年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 北海道小樽水産高等学校及び北海道倶知安農業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年3月21日から4月18日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局企画総務課

教育庁後志教育局告示

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁3階1A
会議室（送付による場合は、3の(1)のウに同じ。）
- (2) 入 札 日 時 平成20年5月2日 午前11時（送付による場合は、平成20年
5月1日必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品の等の名称、数量及びその入札の
公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの賃貸借契約（18台分）一式
- (2) 予 定 時 期 平成20年10月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送又は電子メール送信による交付を希望する場合は、
次のとおりとする。

ア 郵送による場合

A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担
当する組織に申し込むこと。

イ 電子メールによる場合

契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：takahashi.yuuji1
@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定
価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入
札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次によ
る。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相
当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約額
金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成
員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す
ること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1977

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 84 1 set

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., May 2, 2008

(If mailed bids must arrive no later May 1.)

C . Contact : kita-1-higashi-2, Kutchan-Town, Abuta-gun, Hokkaido, 044-8544 Japan,
Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education

Phone : 0136-23-1977

道 立 教 育 研 究 所 告 示

北海道立教育研究所告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成20年3月21日

北海道立教育研究所長 西 村 守

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

オンライン実習システム更新に係る機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 契 約 期 間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで。ただし、予算
の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、障害発生時等に速やかに対応がとれる者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成20年3月21日（金）から4月21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所庶務部事業課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道立教育研究所庶務部事業課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所2階大講義室
（送付による場合は、郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部事業課）
- (2) 入 札 日 時 平成20年5月1日（木）午前10時30分（送付による場合は、平成20年4月30日（水）必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道立教育研究所庶務部事業課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で直接交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量190グラムに合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立教育研究所庶務部事業課
- (2) 所 在 地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地
電話番号 011-386-4511
- 10 Summary
- A . Nature and quantity of the products and services to be purchased :
Lease to update the current system of on-line practice
- B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., May 1, 2008
(Mailed bids must arrive no later than April 30, 2008.)
- C . Contact : Negotiations Section, General Affairs Department, Hokkaido Education Research Institute. 42 Banchi, Higashi Machi, Bunkyo-dai, Ebetsu-shi, Hokkaido 069-0834 Japan
Phone : 011-386-4511

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正す

る。

第12条第9号中「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える。

別表4中

高速自動車国道
北海道縦貫自動車道（函館名
寄線）

高速自動車国道
北海道横断自動車道（黒松内
釧路線）

高速自動車国道
北海道横断自動車道（黒松内
釧路線）

を

高速自動車国道
北海道縦貫自動車道函館名寄
線

高速自動車国道
北海道横断自動車道黒松内釧
路線

高速自動車国道
北海道横断自動車道黒松内釧
路線

に、

高速自動車国道
北海道横断自動車道（黒松内
釧路線）

上川郡清水町から中川郡本別町共栄まで

高速自動車国道
北海道横断自動車道（黒松内
端野線）

中川郡本別町勇足から足寄郡足寄町郊南まで

を

高速自動車国道
北海道横断自動車道黒松内釧
路線

勇払郡占冠村字上トマムから中川郡本別町共栄まで

高速自動車国道
北海道横断自動車道黒松内端
野線

中川郡本別町勇足から足寄郡足寄町郊南まで

に、

一般国道37号

虻田郡洞爺湖町入江から室蘭市東町3丁目9まで

を

一般国道37号

虻田郡洞爺湖町清水8番1から室蘭市東町3丁目9まで

に、

「

一般国道228号

松前郡松前町福山から檜山郡江差町まで

を

「

一般国道228号

松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで

に、

「

道道厚別平岡線

札幌市清田区平岡1条6丁目323番地20から札幌市厚別区上野幌1条3丁目876番地14まで

を

「

道道厚別平岡線

札幌市清田区平岡1条6丁目323番地20から札幌市厚別区上野幌1条3丁目876番地14まで

道道新千歳空港線

千歳市美々988番65地先から苫小牧市美沢209番5地先まで

道道夕張新得線

勇払郡占冠村字占冠97番1地先から勇払郡占冠村字トマム2440番1地先まで

道道トマムインター線

勇払郡占冠村字トマム828番5地先から勇払郡占冠村字トマム828番5地先まで

に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

